

制限付一般競争入札（電子入札）告示

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 並びに小金井市契約事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 6 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

小金井市長 白 井 亨

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 小金井市立上水公園グラウンド改修工事
- (2) 工事場所 小金井市桜町二丁目 2 番 3 1 号
- (3) 工事概要 グラウンド改修工事
- (4) 工 期 契約確定日の翌日から令和 9 年 1 月 1 3 日
- (5) 予定価格 ￥ 3 4, 5 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 支払条件 前払金及び中間前払金あり、完了払
- (7) 本工事の落札者は、価格以外の要素と価格を総合的に評定する総合評価方式により決定する。
- (8) 本契約は、電子契約も可能とする。

2 制限付一般競争入札に参加できる資格要件

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の登録申請が承認されている者の中で、小金井市に申請し、運動場施設に登録を行っているもの
- (2) 東京都内に契約締結の権限を有する本店又は代理人を置いた支店もしくは営業所を有し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている者であること。
- (3) 令和 3 年 4 月 1 日以降に完了した、官公庁発注の運動場施設の元請として請負金額 1 件で本件予定価格（消費税及び地方消費税込み）以上の工事实績を有する

こと。ただし、小金井市内に(2)に定める本店等を有する者は、請負金額にかかわらず、令和3年4月1日以降に完了した、官公庁発注の運動場施設の元請として工事实績を有すること。

- (4) 運動場施設の、経営規模等評価結果（経営事項審査結果）の総合評定値（総合評点）が600点以上であること。ただし、小金井市内に(2)に定める本店等を有する者は、共同格付けのランクにかかわらず、経営規模等評価結果（経営事項審査結果）の総合評定値（総合評点）が500点以上であること。
- (5) 建設業法第26条に規定する許可業種に係る技術者の資格を有する者を配置できること。ただし、配置する技術者は、告示日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあり続けているものであること。
- (6) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (9) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の組合）及び当該組合員が参加しようとする場合は、いずれか一方の参加とすること。

### 3 総合評価に関する事項

技術点と価格点をそれぞれ評価して加算する。この方法は、価格による評価のほかに、施工の確実性を実現する技術力を評価し加算するものである。

|                                         |
|-----------------------------------------|
| $\text{総合評定} = \text{技術点} + \text{価格点}$ |
|-----------------------------------------|

#### (1) 技術点

技術点＝企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計（素点）

$$\times 20 \div 36$$

（当面の間、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計（素点の満点が36点）を20点に圧縮して評価する。）

#### (2) 価格点

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※ 技術点及び価格点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの値とする。

4 申請期間 令和8年8月21日から令和8年8月28日午後4時まで

5 申請方法及び提出書類

(1) 電子入札サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。

なお、申請書送信時に、「現場代理人及び主任技術者届書」をファイルとして添付等すること。「現場代理人及び主任技術者届書」は、電子入札サービスの発注案件情報からダウンロードすること。

(2) 提出書類

次の書類を小金井市総務部管財課契約係宛てに送信すること。

電子メール又は申請書送信時にファイルとして添付すること。

(データ容量に注意のこと。電子メールの場合、1通当たり4MB以内とし、メール送信後に電話で受信確認をすること。)

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

ア 監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者資格者証の表面及び裏面（監理技術者講習修了履歴も確認できること。）の写し。ただし、監理技術者資格者証の裏面で監理技術者講習修了履歴が確認できない場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

イ 配置する技術者の雇用関係を証する書類の写し(配置する技術者にあつては、告示日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できること。アに掲げる監理技術者資格者証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 「小金井市総合評価方式実施ガイドライン別紙の評価配点表及び提出資料(評価点欄に申告する評価点の数字を記入したもの)」及びその各評価項目を証明できる書類。ただし、「工事实績調書(市様式)」は電子入札サービスの発注案件情報からダウンロードすること。また、評価基準の同種工事及び同規模以上は、次のとおりとする。

(ア) 同種工事とは、令和3年4月1日以降に完了した、官公庁発注の運動場施

設とする。

(i) 同規模以上とは、(ア)の工事の請負金額1件で本件予定価格（消費税及び地方消費税込み）以上とする。

(3) 提出先等

ア 提出先 小金井市総務部管財課契約係

イ 電話番号 042(387)9814

ウ メールアドレス s020499@koganei-shi.jp

エ 提出期限 令和8年8月28日（金）午後4時まで

（電子メールの場合、1通当たり4MB以内とし、メール送信後に電話で受信確認をすること。）

6 審査結果通知

入札参加の有無については、令和8年9月3日（木）に電子入札サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」で通知する。

7 設計図書等

設計図書等は、令和8年9月3日（木）に登録するので、電子入札サービスからダウンロードすること。

8 設計図書等の質疑等

設計図書等についての質問及び回答は電子入札サービスにより行う。質疑書は、電子入札サービスのお知らせ情報からダウンロードすること。

(1) 質問提出期限 令和8年9月7日（月）午後4時まで

(2) 質問回答日 令和8年9月9日（水）

9 入札書提出期限 令和8年9月29日（火）午後5時まで

10 入札手続等

(1) 入札の手続については、特に指定がある場合を除き電子調達サービスを利用して行う。電子調達サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入力すること（消費税

及び地方消費税を除いた金額を入力すること。)

- (3) 入札に際しては、積算内訳書のデータを添付すること。

積算内訳書は、電子入札サービスの発注案件情報から取得すること（確認する記載内容は、工事費総括書、内訳書等）。

- (4) 入札の回数は、1回とする。

- (5) 入札保証金は、免除とする。

- (6) 小金井市総合評価方式実施ガイドライン「4 低入札価格調査及び失格基準」に基づき、調査基準価格を下回った者を失格とすることがあり、失格基準を下回った者は失格とする。

- (7) 落札者は、価格点と技術点を合算した総合評価の最も高い者とする。

なお、同じ総合評価の者が2人以上ある場合は、電子入札サービスのシステムによるくじで決定する。

- (8) 小金井市契約事務規則第21条において無効と定める入札は、これを無効とする。

- (9) 入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

- (10) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為を行ったおそれがあるとき等、公正な入札の確保が困難であると認められるとき、又はその他やむを得ない事由が認められるときは、入札を中止することがある。

## 11 入札参加資格の喪失

入札参加資格を得た者が入札日までに当該案件の参加資格要件を欠くことになったとき、又は参加申請書の内容に虚偽の記載事項があったときは、入札に参加できないこととする。

## 12 開札日時等

- (1) 開札日時 令和8年9月30日（水）午前11時30分  
（開札後、総合評価の決定に時間を要します。）

- (2) 場 所 電子入札サービス

## 13 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上を納付するものと

する。

- (1) 小金井市契約事務規則第47条第2項第1号の規定に基づく履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金の納付は、小金井市契約事務規則第48条各項に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### 14 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に回答する。

#### 15 その他

- (1) 入札参加者は、小金井市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「約款」、「小金井市競争入札等参加者心得」、「小金井市総合評価方式実施ガイドライン」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日制定）」の内容を熟知の上、参加すること。
- (2) 落札者の決定後、当該工事の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は虚偽の事実が判明した場合は、当該契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 配置予定技術者は、変更することはできない。ただし、真にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。この場合、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (5) 小金井市総合評価方式実施ガイドラインに基づき、落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）を公表する。
- (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法その他関係法令を遵守すること。